⑩ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。
⑫ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
⑬ 届出後当該療養を十例実施するまでの間は、症例ごとに、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

三十三　マントル細胞リンパ腫の遺伝子検査

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

マントル細胞リンパ腫

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

① 専ら血液内科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。
② 血液専門医であること。
③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

① 血液内科を標榜していること。
② 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
③ 臨床検査技師が配置されていること。
④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤ 医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑦ 当該療養について症例を実施していること。

三十四　抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

悪性脳腫瘍

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

① 専ら脳神経外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
② 脳神経外科専門医であること。
③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

① 脳神経外科を標榜していること。
② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③ 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
④ 薬剤師が配置されていること。
⑤ 臨床検査技師が配置されていること。
⑥ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。
⑧ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑨ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

三十五　Q熱診断における血清抗体価測定及び病原体遺伝子検査

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

Q熱が強く疑われるもの

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

① 専ら内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
② 感染症専門医であること。
③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

① 内科又は小児科を標榜していること。
② 臨床検査技師が配置されていること。
③ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
④ 医療安全管理委員会が設置されていること。
⑤ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑥ 当該療養について症例を実施していること。

三十六　エキシマレーザー冠動脈形成術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

冠動脈狭窄症（経皮的冠動脈形成術（エキシマレーザー冠動脈形成術を除く。）による治療が困難なものに限る。）又は慢性完全閉塞病変若しくはこれに準ずるもの

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

① 専ら循環器内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
② 循環器専門医であること。
③ 当該療養について五年以上の経験を有すること。
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

① 循環器内科、心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。
② 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
③ 心臓血管外科において、医師が二名以上配置されていること。
④ 臨床工学技士が配置されていること。
⑤ 病床を二十床以上有していること。
⑥ 当直体制が整備されていること。
⑦ 緊急手術体制が整備されていること。
⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑩ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。
⑫ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
⑬ 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

三十七　家族性アルツハイマー病の遺伝子診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

家族性アルツハイマー病

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

① 専ら神経内科又は精神科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
② 神経内科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。